

# 重度化対応ならびに看取り介護の指針 医療体制説明書

医療法人 あすか

あすかケアホーム

(軽費老人ホーム/地域密着型特定施設入居者生活介護)

# あすかケアホーム 重度化対応ならびに看取り介護の指針

## 1.目的

本指針は、あすかケアホームにおける入居者の重度化及び看取り介護に関する対応を明確にし、入居者およびご家族の意思を尊重したうえで、尊厳ある生活と最期を支えることを目的としています。

## 2.理念

当施設では、重度化しても「その人らしい」生活が継続できるよう支援し、医師の判断のもと回復不能な状態に陥った際には、最期の場所としての役割を果たします。死期を早めることも遅らせることもせず、自然な死を支えるケアを提供します。看取り介護を希望される場合、入居者、ご家族への支援を最期の時点まで継続し、責任を持って完遂します。

## 3.看取りの対象

当施設の看取り対象者とは、以下の場合の入居者とします。

- ①老衰、老化やがん末期に伴い、積極的な治療を希望しない場合や、必要としない場合
- ②苦痛、痛み、呼吸苦、出血がない場合

ご本人(判断能力が低下している場合は身元引受人)、ご家族も当施設内においての「看取り」を希望しており、別紙[当施設における医療体制の説明書]について理解されている場合とします。

## 4.重度化対応および看取り介護の流れ

### (1) 入居時:意思確認と指針の説明、医療体制の説明、死生観への理解

- ①当施設への入居を機会に、入居後どのように暮らし、人生の最期をどのように迎えたいのか、やがて訪れる死について考える機会とし、必要な情報を提供します。
- ②入居者の意思や死生観について尊重する姿勢で聞き取ります。
- ③今後の人生(入居後)の経過予測(安定・病状悪化・急性増悪・回復・衰弱・終末)を説明します。
- ④施設の医療提供体制を説明します。
- ⑤看取り介護指針を説明します。
- ⑥急変時や重度化した際の意思を確認します。

### (2) 安定期:生活目標や急変時対応の確認、家族とのコミュニケーション強化

- ①現在の健康状態や健康上の課題と目標、サービス内容について説明し、入居者やご家族の意思を確認します。
- ②どのような暮らしを望んでいるのか(どのように最期まで暮らしたいと思っているのか、何を大事にしてきたのか、どのような死生観を持っているのか)を確認します。
- ③急変時の対応と連絡方法を確認します。

④重度化した際や看取り期の意思を確認します。

⑤普段から、親族を含めたご家族の「死」に関する考え方や意向についてコミュニケーションを図ります。

(3) 不安定・低下期(衰弱傾向の出現):状態悪化の説明、ケア内容の調整、食事内容の変更検討。

①衰弱傾向等の状況を的確に伝えます。

②医師が病態を説明します。

③医師の説明の後、看護職員や生活相談員がフォローします。

④その後の経過予測(例:衰弱→さらに衰弱→看取り、あるいは、衰弱→回復・維持→衰弱→看取り)を説明します。

⑤ケアプランを変更します。

⑥嚥下機能の低下による食事内容の変更を検討します。

(4) 不安定・低下期(衰弱の進行)

①顕著な衰瘦、食事量の低下、体重減少、傾眠傾向であることをご家族に伝えます。

②必要に応じて医師が病態を説明します。

③その後の経過予測(例:衰弱→さらに衰弱→看取り、あるいは、衰弱→回復・維持→衰弱→看取り)を説明します。

④どのような医療行為やケアを望んでいるかを確認します。

⑤引き続き入居者のペースに合わせた生活支援をおこなっていくことの説明と、ご家族への協力を依頼します。

⑥ご家族へこまめな入居者の心身状況等の情報提供と情報共有をおこないます。

(5) 看取り期(回復が望めない状態):医師による説明と同意、看取り介護計画書の作成、家族支援。

①面談日程を調整のうえ、医師から「回復が望めない状態」であることを説明します。

②施設でできることの範囲や内容について説明します。

③看取り期の対応の再確認をします。

④看取り介護同意書について説明し同意を得ます。

⑤看取り期における意思確認書について説明し同意を得ます。

⑥ご逝去後の対応について確認します。(葬儀社等の案内)

⑦カンファレンスを開催し、多職種が共同して看取り介護計画書を作成し説明、同意を得ます。

⑧最期に着せたい衣類があれば、ご家族に持参してもらうように伝えます。

⑨時期を判断して、合わせておいた方がいい人には早めに知らせて、入居者に会っていただくようご家族に伝えます。

(6) 看取り期(ご逝去間近)

①資料を活用し、入居者の状態等について情報提供をおこないます。

②ご逝去間近になった場合は、可能な範囲でご家族に付き添いをお願いさせていただきます。

## (7) 看取り(ご逝去)

- ①医師から死亡診断を説明します。
- ②医師の死亡診断後、死後の処置(エンゼルケア)をおこなうことを説明し、実施します。

## (8) 看取り後:振り返りを実施し、ケアの質の向上につなげる。

- ①必要に応じてご家族から、入居者や施設の看取り介護に対する思いを聞き取ります。
- ②看取り後の振り返りを多職種でおこない、実施した看取り介護について検証し、学びや職員の苦悩などを共有し、今後に活かします。

## 5.看取り体制

### (1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ①当施設は、入居者ならびにご家族に対し、当施設における看取り介護の基本理念を明確にし、生前に意思確認をして同意を得ます。
- ②医師により医学的に回復の見込みがないと判断されたときに、看取り介護を開始します。
- ③看取り介護の実際にあたっては、その都度、ご本人ならびにご家族の同意を得ます。
- ④看取り介護においてはそのケアに携わる全ての職種が協働し、看取り介護計画書を作成し、入居者ならびにご家族への十分な説明を行い、同意を得ます。看取り介護をより適切に行うために、必要に応じて適宜計画内容を見直し、変更します。その際には説明を行い、同意を得ます。

### (2) 職員体制

- ①看取り介護の実際にあたっては、医師と看護職員、すべての職種で情報の共有化を図り、看取り介護の協力体制を築きます。
- ②常勤看護職員を配置し、医師または看護職員との24時間体制での連絡体制を確保します。
- ③看護職員は医師の指示を受け、入居者の安らかな状態を保つように状態把握に努め、介護職と共に必要なケアを行います。また、日々の状況等についてご家族に対し随時説明を行い、その不安等の解消に努めます。
- ④医師による看取り介護の開始指示を受けて、多職種共同により看取り介護計画作成担当者を中心に介護計画書を作成し実施します。

### (3) 看取り介護の施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくために、かつご家族の協力体制(ご家族の面会、付き添い等)を支援するために、居室の環境整備(ご本人・ご家族との過ごしやすい環境)に努めます。

### (4) 看取り介護の実施とその内容

#### I 看取り介護体制に関する記録

- ・看取り介護同意書
- ・医師の指示内容
- ・看取り介護計画書

- ・経過観察記録
- ・ケアカンファレンスの記録
- ・臨終時の記録
- ・看取り終了後のカンファレンスの記録

## II 看取り介護実施における職種ごとの役割

### [管理者]

- ・体制の整備と職員への指針徹底
- ・課題の総括責任
- ・看取り介護の総括管理
- ・看取り介護に生じる諸課題の総括責任

### [医師]

- ・診断
- ・入居者やご家族への説明と同意(インフォームドコンセント)
- ・健康管理
- ・夜間及び緊急時の対応と連携
- ・協力病院との連絡、調整
- ・カンファレンスへの参加
- ・死亡確認
- ・死亡診断書等関係書類の記載

### [生活相談員]

- ・継続的なご家族への支援(連絡、説明、相談、調整)
- ・多職種協働のチームケアの連携強化
- ・緊急時の対応
- ・定期的カンファレンスへの参加

### [看護職員]

- ・医師との連携強化
- ・多職種協働のチームケアの確立
- ・状態観察と必要な処置
- ・疼痛緩和
- ・急変時の対応
- ・ご家族への説明とその不安への対応(随時)
- ・定期的カンファレンスへの参加

### [機能訓練指導員]

- ・終末期における体位交換や安楽な姿勢の対応と指導
- ・定期的カンファレンスへの参加

### [介護職員]

- ・食事、排泄、清潔保持等の適切なケア
- ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫

- ・コミュニケーション(こころに寄り添うケア)を充分にとる
- ・状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェックときめ細やかな経過記録の記載
- ・定期的カンファレンスへの参加

[栄養士](委託)

- ・入居者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- ・食事、水分摂取量の把握
- ・定期的カンファレンスへの参加

### Ⅲ 重度化対応と看取り介護の実施内容

・栄養と水分

多職種と協力し、入居者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等確認をおこなうとともに、入居者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努める。

・清潔

入居者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭をおこない、清潔保持と感染症の予防に努める。

・苦痛の緩和

身体面……入居者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切におこなう。

精神面……身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、スキンシップや見守り、声掛けなどコミュニケーションの対応に心掛ける。

・ご家族

身体状況の変化やそれにとまなう看護(介護)内容について説明をおこなう。また、ご家族の意向を確認し、それに沿った対応をおこない、状況に応じて協力を得る。

・死亡時の援助

医師による死亡確認後、必要に応じてご家族への支援(葬儀社への連絡、調整)をおこなう。

## 6. 看取りに際して行い得る医療行為の選択肢の提示と意思確認

### (1) 急変時や看取り期における医療等に関する意思確認

協力医療機関医師や協力病院等と協議したうえで、【看取り期における意思確認書】を作成し、入居者やご家族に説明、同意を得ます。

例えば、食事を経口摂取できなくなった時の対応(点滴や胃ろう造設)、看取り期に迎えたい場所等に関する意思の確認にあたっては、インフォームドコンセントを前提とし、入居者やご家族に分かりやすい資料を提供して十分な説明を行います。

### (2) 施設において看取りに際して行い得る医療行為の選択肢

当施設で提供する医療行為については、上記の意思確認書に具体的な内容を明示し、入居者やご家族が十分に理解できるように説明します。

## 7. ご逝去後のご家族への支援

### (1) 家族への支援

ご家族の心情や事情を考慮したうえで、職員が葬儀に参列、職員とともにお別れの時間を設けるなど、グリーフケア(家族の心理的支援)に努めます。

### (2) 看取り介護の振り返り

入居者やご家族が望んでいた看取り介護ができていたかどうか、適切なケアができたかどうかなど、職員間で振り返りを行います。ご家族の心情や事情を考慮しながらご家族にも意見を伺います。

## 8. 看取りに関する職員教育

よりよい看取り介護を行うために、研修等により死生観教育を実施し、看取りの理解を深めることに努めます。

## 9. 入院中における食費・居住費の取り扱い

重度化により必要な医療を受けるために医療機関に入院された場合、居住費(家賃)については、入院期間中であっても利用契約が継続している場合は算定の対象期間とします。

食費については、原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。

### (附則)

この指針は、平成 30 年 5 月 1 日より適用する。

この指針の一部を改訂し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この指針の一部を改訂し、令和 7 年 8 月 4 日より施行する。

## 当施設における医療体制の説明書

当施設での医療体制について、説明いたします。

- ① 当施設の協力医療機関は、下記のとおりです。24時間の連絡体制を確保し、健康管理および状態変化時の対応を行います。
- ② 当施設は、医療機関ではなく、生活の場所です。提供できない医療があることをご理解ください。
- ③ 入院の必要がなく容態が安定している時、副作用の危険性や投薬量調整のため医師または看護職員による経過観察が必要でない場合、医師、看護職員以外の職員(介護職員等)が下記の行為を実施することができます。  
皮膚への軟膏塗布、湿布貼付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬内服、坐薬挿入、吸入など薬剤使用の介助、吸引(定められた研修を受けた職員のみ)等
- ④ 当施設には、常勤医師はおりません。また、看護職員も夜間不在です。医師は、緊急時の連絡により駆けつける体制となっています。
- ⑤ 利用者の状態の変化に伴う緊急時の対応(受診、入院、経過観察など)は、看護職員が医師と連絡をとり判断いたします。
- ⑥ 利用者の状態の変化に伴う緊急時の連絡は、看護職員または生活相談員(夜間などは介護職員の場合あり)が行います。連絡のとれる複数の連絡先をお示しください。
- ⑦ 当施設では、医師より医学的知見から回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断された場合、ご希望に応じて「看取り介護」を行うことができます。その場合、以下の対応をしております。
  - ・付添い、面会の時間制限をいたしません。夜間の面会については、日中にあらかじめご連絡ください。
  - ・ご利用者、ご家族のご意向をできるだけ尊重した施設サービス計画を策定し提供いたします。
  - ・状態が悪化した場合の医療処置の希望について、ご意向をお伺いいたします。
  - ・これらについて、ご説明のうえ、同意書をいただきます。

### ・あすかクリニック

所在地: 島根県益田市乙吉町口33番地 電話: 0856-23-3320

その他、当施設の協力医療機関(緊急時の受け入れなど)

### ・益田医師会病院

所在地: 島根県益田市遠田町1917-2 電話: 0856-22-3611

### ・益田赤十字病院

所在地: 島根県益田市乙吉町イ103-1 電話: 0856-22-1480

令和 年 月 日

説明者 職種 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

あすかケアホーム 重度化対応および看取り介護の指針に関する同意書

あすかケアホーム重度化対応および看取り介護の指針について説明を受け、その内容について同意いたします。

なお、看取り介護が提供されるなかで、入居者の状態の説明や看取り介護計画の同意について、その都度検討し対応することとします。

令和 年 月 日

医療法人あすか あすかケアホーム  
施設長 畑岡 直喜 殿

入居者氏名 \_\_\_\_\_

家族氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)